

(別紙)

**令和8年度 第1回  
富山県農薬管理指導士研修等に係る留意事項  
(新規認定者向け)**

農林水産省通知「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について」に基づき、農薬管理指導士の認定試験を以下のとおり実施します。

**1 農薬管理指導士認定試験の実施**

(1) 農薬管理指導士研修の修了者に対して、認定試験を実施します。

(2) 認定要件

認定を受けることができる農薬取扱業者は、次のいずれかに該当する県内に居住もしくは県内の事業所に勤務する者とする。

- ・ 農薬の販売や使用の業務に従事する者で、実務経験年数が概ね2年以上の者
- ・ 上記の者のほか、農薬に関する知識及び実務経験を有する者で、知事が適当と認める者

**2 その他**

- ・ 試験項目は、別表の内容に基づき出題します。
- ・ 受験票の送付はありません。

(別表)

### 農薬管理指導士認定試験の試験項目等

試験項目	判定基準
1 農薬管理指導士の任務に関する事項	○ 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する知識を有していること。
2 農薬の安全性評価及び各種基準の設定に関する事項	○ 農薬の安全性評価の方法に関する知識を有していること。 ○ 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。 ○ 農薬使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。
3 農薬の安全使用、危害防止対策等に関する事項	○ 農薬使用者に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 農産物の安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 環境に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 農薬の保管管理に関する知識を有していること。 ○ 農薬散布保護装備(防除衣、保護マスク、保護メガネ等)に関する知識を有していること。
4 関係法令に関する事項	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識を有していること。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項に関する知識を有していること。
5 植物防疫一般に関する事項	○ 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を有していること。
6 農薬一般に関する事項	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する知識を有していること。
7 病虫害、雑草防除等に関する事項	○ 農作物等を害する病虫害、雑草の種類及び防除方法並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を有していること。 ○ 農薬散布技術、防除機等に関する知識を有していること。

※ 筆記試験(択一式)にて行います